

地域経済に関する有識者懇談会 報告書

平成 25 年 9 月 13 日

地域経済に関する有識者懇談会 委員名簿

上原 征彦 明治大学大学院グローバル
ビジネス研究科教授

(代理委員)

(加藤 弘貴 (財)流通経済研究所 専務理事)

関 満博 明星大学経済学部教授

(座長) 高橋 進 日本総合研究所理事長
(経済財政諮問会議議員)

高橋 専太郎 花巻農業協同組合 代表理事組合長

溝畑 宏 京都大学経営管理大学院
特命教授

(目次)

はじめに ～ 今なぜ地域活性化なのか	P1
1 地域経済の現状と課題	P2
(1) 地域経済の現状	P2
(2) 目指すべき「地域」の姿	P2
2 地域の再生・活性化の基本的考え方	P4
(1) 地域産業の振興・雇用の創出	P4
① 需要の発掘・創造等	P4
② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進	P4
③ 地域ブランドづくり	P5
④ 多様な担い手によるソーシャルビジネス等の活発化	P5
(2) 地域の「人材力」強化の必要性	P5
(3) まちづくり・地域づくり	P6
(4) 地域活性化の取組の外部への発信	P6
(5) 国の地域支援制度・システムの見直しの方向性	P6
(6) 福島県を中心とした原子力災害被災地域の復興再生の支援	P6
3 地域活性化のための具体的な取組	P8
(1) 地域産業の振興・雇用の創出	P8
① 地域のラウンドテーブル等の活用	P8
② 需要の発掘・創造等	P8
③ 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進	P10
④ 地域ブランドづくり	P10
⑤ 多様な担い手によるソーシャルビジネス等の活発化	P11
(2) 地域の「人材力」の強化	P11
① 地域において担い手となる「人材」の発掘・育成	P11
② 地域の外部の「人材力」の活用	P11
(3) まちづくり・地域づくり	P12
(4) 地域活性化への総合的な取組と外部への発信	P13
(5) 地域活性化統合事務局のワンストップ窓口の積極活用等	P14
(別添) 地域経済に関する懇談会におけるヒアリングの結果の概要	P15
(参考) 地域経済に関する有識者懇談会開催実績	P16

はじめに ～ 今なぜ地域活性化なのか

グローバル化の進展による国内産業の空洞化、産業構造が製造業からサービス業に移行していくに伴う都市部への産業の集中、少子高齢化の進展等により、地域経済は構造的に疲弊している状況にある。

また、地域経済の礎である農山漁村は、近年、東日本大震災や各地の大規模土砂災害などの自然災害の多発、限界集落の増加等、大変厳しい状況にあり、その維持・再生は重大かつ喫緊の課題となっている。

「経済財政運営と改革の基本方針について」¹（いわゆる「骨太の方針」）にもあるとおり、地域の再生がなければ日本の再生はない。

安倍内閣発足以降、長期にわたるデフレと景気低迷から脱出し、「強い日本、強い経済」を取り戻すことを最重要課題として、「三本の矢」（いわゆるアベノミクス）が強力に推進されているところであり、地域経済にとっても構造的な疲弊状態から脱出する絶好の機会が訪れている。

アベノミクスの効果を地域の隅々にまで浸透させていく必要がある中で、「地域経済に関する有識者懇談会」は、地域経済の実情を把握するとともに、地域経済の活性化に向けた課題及び必要な対応等について検討を行うことを目的として、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）の下で開催することとなったものである。

懇談会においては、平成25年7月11日の第1回会合以降、4回の会合を重ね、今般報告書を取りまとめた。

地域活性化の主体は地域であるが、国も頑張る地域を応援するとの考え方の下、各府省の縦割りを排し一体となって積極的に取り組む姿勢、実現性ある具体的な戦略を示すとともに、それを国民に効果的、効率的に周知し、オールジャパンで取り組めるような国民的世論の喚起が必要である。

懇談会としては、本報告書を踏まえ、関係府省や各地方自治体等が、地域経済の活性化に向け、今後とも積極的な取組を行っていくことを強く求めたい。

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成25年6月14日閣議決定）

1 地域経済の現状と課題

(1) 地域経済の現状

地域経済の現状については、本懇談会の有識者委員や、内閣府で実施した「地域経済に関する懇談会」²において地域の経済団体等から次のような意見があった。

- グローバル化の進展により、企業城下町と呼ばれる地域や、ある特定の品目に特化していた地場産業地域などは、大変厳しい状況にある。
- 我が国の大都市圏を除く「地域」においては、人口減少・高齢化の問題が際立ってきており、経済やコミュニティの維持が困難になっている地域が増加している。
- アベノミクス効果が地域の中小企業全般に波及しておらず、逆に一部には、円安に伴う原材料など仕入コストの上昇による収益圧迫を懸念する声がある。
また、景気の改善について、地域間の格差が広がる懸念がある。
- 農村地域の現状については、
 - ・ 農業生産者の高齢化が深刻化している、
 - ・ 農業の後継者不足が深刻化し、集落の維持が困難になっている、
 - ・ 農業所得の減少により、地域経済が落ち込み、地方の購買力が低下しているなど厳しい状況にある。また、人口の減少に伴い国民の食料消費も減少傾向にあり、高齢化による食料消費の減少、中食化・外食化などの消費の変化に地域経済が十分対応できていない。

(2) 目指すべき「地域」の姿

以上のような「地域」の現状に対し、目指していくべき「地域」の姿については、次のように考えられる。

- 「人の姿が見える地域」、「歩いて暮らせるまち」の範囲、具体的には一つの市町村くらいの範囲が、地域社会、地域経済の基盤としてまず重要であり、これくらいの範囲の人々が、不安のない暮らし、自立的で豊かな暮らしをしていくことができるようにすることが最大の目標である。
- 地域の住民が、自らの地域に自信・元気・誇りを持って明るく生活する地域をつくることが目標である。そのためには、「夢」、「将来への希望」が持てるプロジェクトやビジネスを創出して、雇用の場を生み出すことによって、できるだけ地域が

² 「地域経済に関する懇談会」は、本年3月26日の経済財政諮問会議において、安倍総理より、地域の経済団体等から地域経済の実情をよく聞き、きめ細かく対応するよう指示があったことを受け、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、副大臣、大臣政務官が出席して、地域の経済団体から経済や産業の実情を伺うために開催しているものであり、これまでに計14回の懇談会を開催した。（別添資料参照）

らの移出・移入のバランスを図り、地域の自立を促すことが必要である。

- 地域の個性の源は農山漁村に多く存在する。農山漁村は日本人のふるさとであり、何百年もの間、伝統的文化を継承してきた。また、農林漁業は食料の供給のみならず、国土の保全・良好な景観の形成・生物多様性の保全などの様々な機能を有している。

今後とも活気ある農山漁村を形成し、グローバル経済の下で日本のみならず、世界を惹きつける個性を磨いていくためには、農林漁業が商工業と結びついた6次産業化やグリーンツーリズムを通じた観光などにより経済的基盤を確保しつつ、住民同士あるいは都市住民との絆を深め、地域を支える人材を育てていくことが重要である。

2 地域の再生・活性化の基本的考え方

(1) 地域産業の振興・雇用の創出

① 需要の発掘・創造等

地域活性化のためには、まずは新たな需要（＝ニーズ）を発掘・創造していく必要があり、その際の視点として、以下のようなことが考えられる。

(i) 環境変化に対応した新たな需要の掘起こし等

イ 従来型の地域ニーズへの対応では、地域内の市場の縮小傾向に歯止めをかけることはできない。少子化・高齢化、人口減少といった経済社会環境の変化を踏まえた上で、地域の有形・無形の資源を見直し、顧客と供給者側との間で新たな関係性を構築することによって、需要を掘り起こしていく必要がある。

ロ 顧客と供給者側との間で関係性を構築し、需要と供給を個別にマッチングさせていく際には、インターネット等のIT技術が非常に有効なツールであり、IT技術の進展を踏まえその積極的活用を行うことにより、需要の掘起こし・拡大を図っていくことができるものと考えられる。

(ii) 大都市圏から地域への「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れの加速化

経済活性化に必要な「ヒト・モノ・カネ・情報」は、大都市圏に偏在している状況にあり、これらの地域への流れを加速させるとともに、地域の情報を大都市圏に発信していくことが必要である。

(iii) 交流人口の増大と域外市場の開拓

人口が減少し地域内の市場が縮小する中で、交流人口を拡大させ外部から顧客を呼び込むとともに、国内・国外の市場開拓等を行い、新たな需要を発掘・創造していくことが必要である。

② 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進

イ 地域活性化のためには、供給サイドにおいても、新たな需要に対応して従来のあり方を見直していく必要がある。そのためには、産業間の連携、とりわけ、地域性が強い産業である農林水産業と商工業との連携が重要となる。

ロ 農林水産業については、法人経営、大規模家族経営、集落営農等といった多様な担い手への農地の集積・集約化など農業構造の改革を行いつつ、農林水産業の成長産業化を図っていく必要がある。

特に、農林漁業者が、消費者・実需者のニーズに対応して、生産・加工・販売の一体化等の経営の多角化・高度化を行う6次産業化や農商工連携を通じて、農村において付加価値を創造し、新たな販路、チャネルを生み出す取組を推進すべきである。

また、農商工連携を進めていく上では、垂直型のマーケティングシステムの構築と、全体をコーディネートするチャネルリーダーの存在が重要である。

③ 地域ブランドづくり

今後、地域ブランドをつくっていくことが、地域経済にとって非常に有効である。このため、地域固有の歴史や地域固有の原材料、生産方式や流通方式といったものをうまく組み合わせることにより差別優位性を付け、ブランド化していく必要がある。

その際、日本だけでしか通用しないブランドでは、今後国内市場は限られてきてしまうことから、世界で通用するようなブランドづくりという視点も重要である。

④ 多様な担い手によるソーシャルビジネス等の活発化

地域における様々な課題の発見とその解決を通じて、地域に新たな需要、雇用、資金循環を生み出すなど、ソーシャルビジネスを含む NPO 等の活動は、地域活性化に一定の役割を果たしている。NPO や中小企業等様々な担い手によるこうした地域の実情に応じた取組の一層の活発化を促していくことが重要である。

(2) 地域の「人材力」強化の必要性

- ① 以上のような地域産業の振興・雇用の創出による地域活性化の取組において、最も重要な要素は、「人材力」であると思われる。同じような自然的・経済的条件の下にあっても、活性化している地域とそうでない地域があり、その差を生じさせているのは「人材力」であって、活性化している地域には、必ずその中核となる「人材」が存在するという事は、しばしば指摘されることである。

地域を引っ張るリーダーやリーダーを支える人々の熱意、これらの人々のもとで、同じ目的・方向に向かって歩いていく住民のまとまり、そして、行政の立場と地域住民としての立場をあわせ持つ地方自治体職員、あるいは、農村地域であれば地域農業の牽引役である農業協同組合の組合長や職員の取組、チャレンジ精神旺盛な新規参入組、これらの「人材力」がアウトプットとしての地域の活性化に差をもたらす根源的な要素ではないかと考えられる。

- ② 地域の「人材力」強化のためには、次の2つの取組が考えられる。

(i) 地域において担い手となる「人材」の発掘・育成

地方自治体（県庁や市役所）の長や職員、農業協同組合の組合長や職員、地域が元気となるようなプロジェクトのリーダーなど、多様な分野から、地域の活性化の担い手となる「人材」を発掘・育成し、活用を図る必要がある。その際には、若年層や女性のカも積極的に活用するよう留意すべきである。

(ii) 地域の外部の「人材力」の活用

地域の外部の「人材力」が、地域住民の活動をコーディネートしたり、地域活性化のためのノウハウを伝えたりすることにより、その地域の潜在的な「人材力」

の真価を発揮させるということも考えられる。

このような外部の「人材力」による地域活性化の応援については、既に各府省において様々な制度が準備されているところであり、これら既存の制度のブラッシュアップを行い、積極的に活用していくことが適当である。

(3) まちづくり・地域づくり

① 地域の個性を活かし、まちの再生、地域産業の振興や「人材力」の育成を進めていくには、どのようなまちづくり・地域づくりをしていくのかビジョン・戦略が必要である。地域自らの手でビジョンをつくり、まちづくり・地域づくりを推進していく主体の機能を強化し、実際に推進していくためのプラットフォームをつくる必要がある。

② まちづくり・地域づくりの方向としては、i) 地域の中核的な都市については、コンパクトシティ（集約型都市構造）化が考えられる一方、ii) 過疎化が進展している地域や限界集落などについては、中核都市とのつながりとともに、集落間のつながりを確保するための取組が必要である。

③ 地方自治体や企業・商工会議所、教育機関（大学や高専など）、金融機関、医療機関、住民代表、協同組合などが中核となって、まちづくりや地域づくりのビジョンを共有し、農商工連携やグリーンツーリズムなど観光資源の活用等により、面的な地域づくりを進めていくことが必要である。

国の施策も、地方分権の観点から、地域自らの動きを支援し、多様なまちづくり・地域づくりの実情に即した対応とすべきである。

(4) 地域活性化の取組の外部への発信

地域の魅力ある資源やプロジェクトなどについては、マスコミ、インターネット等を通じて、積極的に外部への発信が図られるべきである。

(5) 国の地域支援制度・システムの見直しの方向性

国の地域支援制度・システムについては、地域再生に向けた地域の主体的な取組を促し、頑張る地域が報われるような仕組みを強化するとともに、地域の視点に立って、国の施策について縦割りを排し、連携を強化する方向で、既存制度の見直しを進めるべきである。

以上のような観点から、今後、経済財政諮問会議において、各府省の施策について、制度の見直しや新たな施策の検討等が行われることを期待する。

(6) 福島県を中心とした原子力災害被災地域の復興再生の支援

① 福島県を中心とした原子力災害被災地域においては、福島第一原子力発電所の汚染水の流出が新たに確認されるなど依然として厳しい状況にあり、震災から約2年半が経過した現在においても、原子力災害により放出された放射性物質により、食

品・農林水産物の出荷制限などの直接的な影響に加え、「原子力災害による影響を受けた地域」とのイメージから生じる「風評」による農林水産業、観光業等の地域産業への影響が続いている。

- ② このような原子力災害被災地域の状況に関しては、国民全員がその「痛み」を共有し、政府においては、原子力災害被災地域の復興支援に全力で取り組む必要がある。このため、関係府省が連携して、戦略的な情報発信、戦略的な産業・雇用の創出、不足している人材の確保などについて、総合的な支援を行っていくべきである。

3 地域活性化のための具体的な取組

(1) 地域産業の振興・雇用の創出

① 地域のラウンドテーブル等の活用

地域産業の振興・雇用の創出については、地域の自治体、企業、教育機関、金融機関、農業協同組合等が一体となって総合的に取り組んでいくことが必要である。

これにより、地域振興の企画立案、人材発掘、資金調達等のノウハウやツールを確保し、各主体が連携して取り組むことが期待される。

総務省が中心となり関係省庁と連携して推進している「産（企業）・学（大学）・金（地域金融機関）・官（地方自治体）」による地域ラウンドテーブルは、その一つの有効な取組であり、事業を起し雇用の拡大を図る地域経済イノベーションサイクルの全国展開に向けて、今後も各地域で積極的な活用を検討していくべきである。

② 需要の発掘・創造等

(i) 環境変化に対応した新たな需要の掘起こし等

イ 少子化・高齢化、人口減少といった経済社会環境の変化により潜在的に生じている新たな需要を掘り起こしていくことについては、次のような具体的事例を参考にしつつ、各地域において、工夫をこらした取組を行っていく必要がある。

○ 少子高齢化という環境変化に対応した一例として、三陸地方では、学校給食における米食・魚食の普及、少子化による学校給食のセンター化や、高齢化の進展に伴う高齢者向けの個食の需要などに的確に対応することにより、水産加工業が大いに成長した。

○ 品川区の中延商店街では、「街のコンシェルジェ」を設置し、商店街に来る顧客に提供を受けたいサービスを聞いたところ、高齢者の日常生活のサポートなど従来なかった様々な需要が具体的に寄せられた。この需要に対し、中高年の有償ボランティアを組織して対応したところ、商店街への来客が増え、活性化が図られた。

○ 東日本大震災の被災地に仮設の商店街ができていたが、かつて「シャッター通り」と呼ばれた頃より活気がある。これは、震災を乗り越え、新たに仮設商店街をつくるに当たり、いかに人々の暮らしを支えるかを考え、顧客ニーズに応じ、集約化した設営が行われた結果と云い得る。

ロ 地域に存在する次のような、域外からの集客力が高く、交流人口の拡大に資する地域資源等を活用した取組をビジネスにつなげていく必要がある。なお、これらの取組は、地方自治体・NPO・民間団体等が主体となっており、国は、魅力ある優れた取組事例の紹介など、情報提供を行うとともに、頑張る地域に

優先的に支援を行っていくことが適当である。

- 地域の顔（キラーコンテンツ）となる文化・スポーツ企画
 - ・ スポーツツーリズム（マラソン、サイクリングなど）
 - ・ 祭り、地域伝統芸能
 - ・ 農林水産業にかかる企画・若者文化（ファッションショー、コスプレ大会等）
- 全国の各地域で行われている独自の取組（観光、農業、文化等）の全国レベルのコンテスト、番付発表等
 - ・ ゆるキャラコンテスト
 - ・ B級グルメ、日本酒（ワイン）コンテスト

ハ 「地域資源」としても活用することを念頭においた公共施設の改修等

公共施設の改修等を行うに際しては、単に防災・減災のみの視点で行うのではなく、費用対効果を十分検証した上で、観光面や文化面での付加価値も付け加えたりすることにより、「地域資源」としても活用することが可能となるよう工夫することも検討すべきである。

(ii) 大都市圏から地域への「ヒト・モノ・カネ・情報」の流れの加速化

イ 高速道路の料金体系

高速道路料金は、観光振興や交流人口の拡大など地域活性化を図っていく上で、重要な要素の一つである。

高速道路料金については、平成 20 年度に緊急経済対策として、国費による利便増進事業により料金割引が導入されたが、平成 25 年度末には財源がなくなる見込みのため、その後の対応について検討が必要とされている。

本件については、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の中間答申を踏まえ、地域活性化という観点も念頭に置きながら必要な対応の検討が行われることが望まれる。

ロ 休暇取得の分散化

休暇取得の分散化については、これまでも国土交通省等において検討されており、産業界への影響等の問題点も指摘されているが、旅行需要の創造・平準化等により、地域経済の活性化の効果が期待される所であり、導入の可能性等につき検討されるべきである。

ハ 子どもと農山漁村地域との交流の促進

「子ども農山漁村交流プロジェクト」（全国の小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う活動を推進していく取組）等により、都市部の子どもと農山漁村地域の交流を促進していくべきである。

③ 新たな販路、チャネルの開拓を通じた6次産業化等の推進

(i) 「道の駅」の積極的活用

「道の駅」は、単なる休憩場所に止まらず、地域振興や防災の拠点としての機能を発揮してきている。地域振興という観点で具体的には、(i) 観光拡大効果（観光拠点情報の提供等）(ii) 地域の雇用・就業拡大効果（農産品等の生産拡大、農林水産物直売所の展開等）、(iii) 地域コミュニティの拡大効果（地域の交流の場の提供等）により、地域に貢献しているところである。

「道の駅」については、今後、地域との連携の一層の推進、「道の駅」間のネットワークの活用、「道の駅」の魅力についての情報発信などにより、地域振興の拠点としての更なる活用を推進していくべきである。

(ii) 農商工連携・6次産業化

イ 農林漁業の6次産業化については、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化・地産地消費）に基づき、農林漁業者に対する事業計画の認定・支援を行っているところ。また、農林漁業成長産業化ファンドを通じた6次産業化事業者への出資の取組が始まったところである。

ロ こうした6次産業化の取組の着実な推進のため、6次産業化プランナーなどによる事業者へのサポート体制を確保するとともに、自ら地域に入って多様な関係者と調整を行いつつ地域資源を活用した新事業を立ち上げ、総合的なマネジメントを行うことにより地域に付加価値を創出・適正配分することができる人材を育成する施策を推進すべきである。

ハ 地域の農業を熟知する農協は、農林水産業協同組合ファンドの積極的な運用など、地域農業の牽引役としての新たな機能を担うことが期待される。

ニ コメや果物など日本の農林水産物・食品は、世界市場でも十分通用する高品質のものであり、商社等の協力を得て、積極的に輸出拡大を図っていくことが必要である。他方、こうした取組は地域の農業協同組合レベルでは限界があるため、全国農業協同組合連合会等が中心となり、JAグループ全体、民間企業、政府等関係する主体が連携して、オールジャパンで取り組んでいく必要がある。

④ 地域ブランドづくり

農林水産物・食品の地域ブランドについて、類似商品から差別化し、模倣から保護するためには、地理的表示保護制度の導入が有効である。

地理的表示保護制度については、農林水産省に設置された地理的表示保護制度研究会において検討が進められてきたところであり、引き続き制度の検討が行われていくべきである。

⑤ 多様な担い手によるソーシャルビジネス等の活発化

内閣府で開催されている共助社会づくり懇談会において行政に依存せずに、自立した資金調達を可能とする共助の活動を促進していくため、マネジメント人材の育成等をはじめとした施策の検討が現在行われており、引き続き検討を進めていくべきである。

(2) 地域の「人材力」の強化

① 地域において担い手となる「人材」の発掘・育成

(i) 地域において担い手となる「人材」の発掘や育成に、特に決まった方法などがある訳ではないが、有識者委員からは、具体的な成功事例に基づいて、次のような指摘があった。

○ 地域への企業誘致は、地元の熱意次第である。市長が職員に徹底した情報収集をさせるとともに、具体的な案件があれば、市長が直ちにトップセールスで行動することにより、企業誘致に大いに成功した例があるが、地方自治体の長がリーダーシップを発揮して取り組むことが非常に重要である。

○ 地方自治体職員の意識改革という観点からは、活性化に成功している地域のプロジェクトに近隣の自治体の若手職員を参加させ、成功を経験させるといった取組も有効である。

○ 市役所や県庁の産業担当の職員の最大のポイントは、地元から信頼され、地元企業とのコミュニケーションがきちんと取れることである。そのためには、中核となり得る職員は、通常の役所の人事ローテーションで異動させるのではなく、例えば 10 年間は異動させないといった思い切った対応を取ることも必要である。

(ii) 県庁など規模の大きい地方自治体においては、各部局間での縦割りの弊害が生じているケースも見られ、農商工連携などの取組を円滑に進めていくためには、人事面などで縦割りの問題を解消する取組が必要である。

② 地域の外部の「人材力」の活用

外部の「人材力」による地域活性化の応援については、既に各府省において次のような制度も準備されているところであり、これら既存の制度について、必要に応じブラッシュアップを行いながら、積極的に活用していくことが適当である。

○ 地域活性化伝道師（内閣官房地域活性化統合事務局）

地域活性化に向け、意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリストである地域活性化伝道師を紹介し、指導・助言を行う制度。

平成 25 年 4 月 1 日現在で 304 名の伝道師が登録されており、そのリストはホームページで公表されている。³

○ 地域おこし協力隊（総務省）

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移し、地域に住み込んで「地域協力活動」を実施する制度。実施主体である地方自治体に対しては、総務省より財政支援（隊員 1 人につき 400 万円上限）が行われる。

平成 24 年度総務省調査によれば、617 名の隊員が、207 自治体（3 府県 204 市町村）で活躍している。

○ シニア地域づくり人（総務省）

三大都市圏内に本社機能がある民間企業に勤務する専門的なスキルや幅広い人脈を持ったシニア人材が、1～3 年程度の期間、地方において地域づくり活動、地域の問題解決、公益性の高い事業等に従事するもの。

○ 観光カリスマ（国土交通省）

各観光地の魅力を高めるために、観光振興に大きな役割を果たした人々のたぐいまれな才覚・努力に学ぶことが効果的であるとし、その先達となる人々を平成 14 年度より「観光カリスマ」として選定したもの。

現在、各観光カリスマは、各地の観光協会等が主催する各種セミナー等において、講師として活動している。

（3）まちづくり・地域づくり

① 地方の中核的な都市においては、都市機能の中心部への集積を進めるコンパクトシティ化が考えられ、国においては、その推進のため必要な措置を講じていくことが適当である。

② 他方、過疎化が進展している地域や限界集落などにおいては、分散した需要に対応するため、供給側が顧客に近づくことも重要である。このような観点からの取組については、次のような事例がある。

○ ヤマト運輸が「まごころ宅急便」として提供しているサービスであるが、地域の社会福祉協議会、地元のスーパー、ヤマト運輸が連携して、高齢者の見守りと買い物代行を行う仕組みが構築されている。なお、この仕組みにおいては、宅配便の IT インフラが有効に活用されている。

○ 高齢化や人口減少の進展に伴い、「買い物難民」と呼ばれる人口が増加しており、ここに大きな潜在需要が存在している。この潜在需要に対し、過疎地におい

³ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/ouentai.html>

ても小型で簡易な店舗を展開したり、的確なマーケティングや効率的な物流システムの構築により従来出店できなかったようなところにコンビニエンスストアを出店している例がある。また、「買い物難民」対策として、移動販売の重要性も増してきている。

過疎化が進展している地域や限界集落などにおいては、このような潜在的な需要の発掘により新たなサービスが開発され、併せて生活基盤の維持など地域に必要な機能が確保されていく必要がある。

- ③ JA 岩手花巻においては、集落営農を積極的に推進するとともに、女性の力を活用した直販所の展開等の6次産業化やグリーンツーリズム（観光）にも取り組んでいる。また、高齢者の居場所づくりや農業青年の「婚活」の支援など、住民の生活の様々な局面にも関与している。

このような取組を参考に、地方自治体と農業協同組合等が、国の各種支援策を活用しつつ、地域の様々な側面を考慮した面的な地域づくりに積極的に取り組んでいくべきである。

（４）地域活性化への総合的な取組と外部への発信

- ① 地域の活性化については、各府省が様々な施策を講じているところであるが、地方自治体やNPOなど地域において活性化に取り組む主体にとっては、どのような支援策があるのか等が分かりにくい状況となっている。

国の地域活性化に関する各種施策について、地域で中心的役割を果たす地方自治体等が、その地域の実情に応じて、必要な事業を柔軟に選択できるように工夫するとともに、地域の主体的な取組に対し、各府省が縦割りを排して連携しながら、横断的に支援することが必要である。

- ② また、地域活性化広報官を設置し、国の地域活性化に関する各種施策を一元的に情報発信するとともに、頑張る地域や効果的な施策・取組を行っている地域を広く全国に紹介するような仕組みを検討すべきである。

なお、地域活性化の取組の外部への発信には、マスコミのみならず、インターネット、ケーブルテレビなど、多様な媒体を活用していくべきである。

- ③ 地方のローカル局には、地域の情報が豊富にあると思われるが、これを全国のキー局で取り上げてもらえるよう、働きかけていく必要がある。

このため、各地方自治体等が、地方ローカル局と連携を取りつつ、全国のキー局に対し積極的な働きかけを行っていくべきである。

（５）地域活性化統合事務局のワンストップ窓口の積極活用等

- ① 内閣官房地域活性化統合事務局には、地域活性化相談のための一元的窓口が設けられ、相談体制のワンストップサービス化が図られているが、現状ではその機能が

十分に発揮されているとは言い難い。

また、地域活性化統合本部会合のホームページにおいては、地域活性化に関する各府省の施策の一覧や地域活性化施策ガイドなども公表されているが⁴、効果的な情報発信が行われているとは言い難い。

- ② 地域活性化統合事務局においては、一元的な相談窓口制度について、より一層の周知を図り、その積極的な活用を促していくとともに、地域の目線に立ってより主体的に取り組んでいくことによる「ワンストップ機能」の強化などの見直しを図っていくべきである。また、情報の一元的発信についても更なる強化を図っていくべきである。

⁴ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sesaku.html>

地域経済に関する懇談会におけるヒアリングの結果の概要

「地域経済に関する懇談会」は、本年 3 月 26 日の経済財政諮問会議において、安倍総理より、地域の経済団体等から地域経済の実情をよく聞き、きめ細かく対応するよう指示があったことを受け、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、副大臣、大臣政務官が出席して、地域の経済団体から経済や産業の実情を伺うために開催しているものであり、これまでに計 14 回の懇談会⁵を開催した。

これらのヒアリングの結果、地域経済の現状・課題については、次のような声が聞かれたところである。（詳細は、「地域経済に関する報告書（追補版）」⁶に記載されているとおり。）

<総論>

- ・ アベノミクス、経済対策の中で、次第に明るい空気が出てきており、マインドの向上が実体経済へ反映されていくことを期待。
- ・ アベノミクス効果が地域の中小企業全般に波及しておらず、逆に一部には、円安に伴う原材料など仕入コストの上昇による収益圧迫を懸念する声がある。
- ・ 景気の改善について、地域間の格差が広がることを懸念。

<円安等>

- ・ 円安になり、国内生産品の価格競争力が高まり、引き合いが増加している。
- ・ 観光は円安で外国人が増えている。
- ・ 大企業中心に改善の動き。中小企業においては、原材料の高騰や電気料金の値上げといったマイナス面からのダメージが先行。
- ・ コストアップを売価に転嫁できるか心配。

<雇用・賃金>

- ・ 若者が東京を中心とした都会に移り、地方は高齢化。しかし、正規雇用の仕事は限られ、ミスマッチが発生している。
- ・ 政府の経済界に対する雇用者向け報酬の引き上げ要請に賛同。

<商店街>

- ・ 大型店舗の進出による影響を受けており、商店街がほとんど全滅した地域がある。高齢化で廃業・後継者が問題。
- ・ 地域の商店街の疲弊が止まらない。中心市街地活性化が喫緊の課題。

⁵ 静岡県浜松市（西村副大臣）、日本商工会議所との懇談会（甘利大臣、西村副大臣、山際大臣政務官）、愛媛県松山市（山際大臣政務官）、日本ニュービジネス協議会連合会（JNB）との懇談会（西村副大臣、山際大臣政務官）、北海道函館市（西村副大臣）、青森県青森市（西村副大臣）、全国中小企業団体中央会との懇談会（甘利大臣、西村副大臣、山際大臣政務官）、福岡県北九州市（西村副大臣）、福井県福井市（山際大臣政務官）、新潟県三条市・燕市（西村副大臣）、長野県松本市（西村副大臣）、広島県呉市（西村副大臣）、鳥取県倉吉市（山際政務官）、京都府京都市（甘利大臣）

⁶ 「地域経済に関する報告書（追補版）」（平成 25 年 9 月 13 日第 19 回経済財政諮問会議資料）

地域経済に関する有識者懇談会開催実績

○第1回 平成25年7月11日(木)

- 議題：(1) 委員紹介
(2) 運営要領(案)について
(3) 地域経済に関する懇談会の報告等について
(4) 自由討議

○第2回 平成25年8月12日(月)

- 議題：(1) 関委員、高橋(専)委員からのプレゼンテーション
(2) 各省等からの報告

○第3回 平成25年8月26日(月)

- 議題：(1) 加藤代理委員、溝畑委員からのプレゼンテーション
(2) 各省等からの報告

○第4回 平成25年9月2日(月)

- 議題：(1) 地域経済の動向について
(2) 各省等からの報告
(3) 報告書骨子案について